

# 飼い主のいない猫と地域との共生事業の流れについて

1	申請	「不妊去勢手術実施申請書」を提出してください。
		手術実施月の前月の1日から10日までに、下関市ホームページより電子申請するか、動物愛護管理センターに申請書と誓約書を郵送、又は窓口に直接提出してください。 <b>募集頭数には上限があり、先着順での受付となります。上限に達し次第、受付を締切ります。</b> ※申請書と誓約書は、1頭につき1枚ずつ必要です。 (複数頭申請する際は、頭数分の申請書及び誓約書を提出してください。) 【注】1度に申請できる頭数は、5頭までです。



手術実施月の前月10日以降

2	決定通知	「不妊去勢手術実施決定通知書」を送付します。
		不妊去勢手術の実施が決定したことを通知する書類（「不妊去勢手術実施決定通知書」）を申請者の住所に郵送します。



3	捕獲器の貸出	動物愛護管理センターで捕獲器の貸出を行います。
		運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認ができるものをご持参の上で、不妊去勢手術が決定した頭数分の捕獲器を借り受けてください。 手術の際は、猫を必ず貸し出した捕獲器に入れた状態でセンターに搬入してください。



4	猫の搬入 & 手術	指定の日時に動物愛護管理センターへ猫を搬入してください。
		猫を搬入する際に「不妊去勢手術実施決定通知書」をお持ちください。 猫の搬入は、手術日の前々日から前日の正午までとします。 捕獲器に入っていない猫の受入れはできません。 猫が捕獲できない等で指定された日時に猫を搬入することができない場合は、必ずセンターに御連絡ください。



5	猫の搬出 & 解放	指定の日時に動物愛護管理センターで猫を返還します。
		手術日の翌日（9時～正午）にセンターで猫を返還します。その後、猫を元居た場所に解放（リリース）してください。



6	捕獲器の返却	動物愛護管理センターに捕獲器を返却してください。
		猫のリリース後は捕獲器を洗浄したうえで、直ちにセンターまで返却してください。

★次の場合は、動物愛護管理センター（☎ 083-263-1125）まで至急ご連絡ください。

- ①決定通知後、事情により不妊去勢手術を取止めた場合  
(申請を取下げするための書類の提出が必要です。)
- ②猫が捕獲できない等で、指定された日時に猫を搬入できなくなった場合